

新庁舎建設に関する調査特別委員会 (第 27 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 28 年 9 月 27 日（火曜日）		
開 会	午前 11 時 0 分	閉 会	午前 11 時 41 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委員長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子 星見 健蔵 横山 明 伊藤 幾子 長坂 則翁 桑田 達也 下村 佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：湯谷久美子 議事係主任：増田 和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁舎整備局長：小林 俊樹 庁舎整備局次長：藏増 祐子 庁舎整備局局長補佐：尾坂 和昭 庁舎整備局主幹：宮崎 学 庁舎整備局主幹：田中 友一 庁舎整備局主任：北村誠太郎		
傍 聴 者	なし		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前11時0分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 それでは、ここからは新庁舎建設に関する調査特別委員会第27回でございます。

執行部からの報告があるようですので、お願いしたいと思います。

じゃあ、よろしく申し上げます。

藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 特別委員会を開いていただきましてありがとうございます。内容につきましては、ここに書かせていただいておりますけれども、鳥取市新本庁舎建設の今後のスケジュールについてということで、説明をさせていただきたいと思います。

前回、8月18日開催の第26回の特別委員会の際に、委員長のほうより、地質調査業務など調査業務の状況ですとかスケジュールについてお尋ねをいただいております。改めて今後のスケジュールについて、この委員会で説明をさせていただきたいと思います。資料といたしましては3種類御準備させていただいております。資料番号のないものと資料1と資料2と準備をさせていただいております。

初めに、資料番号のないA4判の横長の鳥取市新本庁舎建設工事、全体（設計・工事）工程という資料のほうをごらんください。これは、8月に完了いたしました基本設計で想定をいたしました工程案というのは、お配りさせていただきました基本設計の中の一番最後のページにあったかと思いますが、これに各種調査等を加えたものでございます。

設計業務は現在、実施設計業務の工程に入ったところでございまして、来年の7月末には実施設計が完了する予定でございまして。

各種調査につきましては、現段階で業務を継続中なのはオフィス環境整備業務でございまして。設計業務と連携しながら、窓口環境ですとか執務環境のレイアウト計画、文書管理などの検討を行っておるところでございまして。

また、その下の段階、水質調査としております。前回の特別委員会で、地下水の状況を工事着工の1年程度前から観測することについてをお話をさせていただいておりますが、このことについては想定ではございますが、工程に記載させていただいております。表の下に①で少し詳細を書かせていただいておりますが、10月から観測井戸の設置にかかれたといたしましたら、年4回、四半期サイクルで地下水を調査することとなります。本年度中には、10月からの観測井戸の設置ができましたら、12月と3月に地下水のモニタリングができるという想定を書かせていただいております。詳細につきましては、後ほど別の資料で説明をさせていただきたいと思っております。

建設工事につきましては、実施設計中の6月以降に発注手続に入りまして、平成29年の9月定例会ごろまでには仮契約を交わしたいという想定を工程を書かせていただいております。

その前段で、発注方式の検討をしたいと考えております。②の部分で青い横棒の線も描かせていただいておりますけれども、②の部分で書かせていただいております。前回の特別委員会の中でも発注方式を検討する方法についてお尋ねをいただいております。まだ検討中ですと

いうふうなお答えをさせていただいておりますが、外部の委員での有識者委員会を設置して検討をしております。現在、市の公共施設等の発注につきましては、庁内で発注する内容など決めまして発注するということが一般的ではございますが、事業の規模ですとか他都市の状況も踏まえまして、庁内で発注手法を全て検討するのではなくて、専門的見識を有する方々で構成する検討委員会を立ち上げまして、一定の方向性を御提言いただきたいという、そういう形態が望ましいというふうに考えました。

資料はございませんけれども、内容につきましては、少し下のほうには書かせていただいておりますが、一括発注であるとか分離発注、または分離発注ならばどこまでを分離するのかなどの発注方式と、それから指名競争入札なのか一般競争入札なのかなどの入札方式や、価格で競争するのか、いや、総合評価とするのかなどの落札評価の選定手法について御検討いただきたいというふうに考えております。この発注方式と選定方式についての検討は、10月以降、年内をめどに3回程度というふうには書かせていただいておりますけれども、3回からもう少しふえるかもしれませんが、開催をいたしまして、年内をめどに決めていきたいと考えております。

また、この資料には書かせていただいておりますけれども、総合評価をすることとなった場合には、さらに1月以降も引き続いて検討するということも想定をいたしております。

委員につきましては、建設委員を務めていただいた方に今、打診をしておる状況でございます。これにつきましては、委員に御意見をいただきたいポイントというのを4つほど考えております。1つ目が新本庁舎建設計画に関する御意見、それから2点目が公共工事の入札や契約制度に関する御意見、それから公共建築物の整備に関する御意見、それから地域経済の動向に関する御意見、これらの4つのポイントの御意見をいただきたいなというふうに考えております。建設委員会を務めていた方々は、1点目の建設計画であるとか公共建築物の整備に関する御意見については、このたびの事業に携わっていただいているということからも、見識がおりになるというふうに考えておりますし、さらに、委員の方の中には、県や市の入札等の審査会の委員や県の施設の総合評価の委員を務めていらっしゃる方もいらっしゃいます。こういう点から、今現在の建設委員会を務めていただいた方に打診をしておるところでございます。また、4つ目のポイント、地域経済に関することにつきましては、建設委員会で携わっていただいた方以外に新たに加わっていただく形で、今、委員の選定のほうを動いておるところでございます。

設置につきましては、要綱であるとかメンバー、あとはそれから開催日など決まりましたら議員の皆様の方には資料提供のほうをさせていただきたいと考えております。

1枚目の資料につきましては以上でございます。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 そういたしますと、資料1、資料2の土壤汚染に関すること、それから水質調査に関することについて、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、資料の1で、土壤汚染調査の経過ということで書かせていただいておりますけれども、先ほどの決算審査分科会のほうでも出ましたけど、最初に、1番目に書いております27年9月時点ということで、敷地全体を30メートル区画に分けまして21物質の汚染調査をいたしました。

その結果、14ブロックでヒ素及びその化合物の土壤汚染というものが基準を超過いたしましたので、12月補正でまた新たに予算をいただきまして、28年2月までに30区画を新たに10メートル区画ごとに分けまして調査を行ったということでございます。その結果が、資料2の右側の一番上につけておりますけれども、この赤い色で表示をされた部分にヒ素の汚染があるということが確認できたということでございます。それで、これを受けまして、6月補正で、この赤い部分の中で、右側で白い丸がついてるところが2カ所ありますし、その下側、南側の低層棟が立地するような部分、それからこの図の中の左上側の部分、公用車の立体駐車場が建設されるような部分、この中で10カ所程度、深さを、ヒ素汚染がどこまであるかという調査を実施したいということで予算をいただきました。その予算をいただいた理由としましては、当時、補正要求した段階においては基本設計のほうが進行中であったということと、基本設計の中に、先ほども話題に出ていましたけど、地質調査のどういう土壌かという、どういう地盤かというデータがないと基本設計が進められないということがあって、そこは未知数のままで要求をさせていただきまして、多分そのヒ素汚染が確認されている1メートルより深いところまで基礎を設置するために掘っていかなければいけないんでないかということで、事務方のほうで想定をしまして10カ所という予算をいただいたということでございます。そういうことを受けながら作業を準備していたんですけども、まず、2カ所につきましては、地質調査を行っている業者がちょうどこの、先ほど見ていただいた図の白い丸が2カ所ありますけれども、こういう部分の近辺をボーリング調査をしておりましたので、それにあわせて掘ってもらって、そこで土を採取ができればそのまま検査に回せるということがあったので、2カ所だけ先行して調査をすることにしました。ここに関していえば、ここだけは最初から4メートルぐらいは免震層をつくるために深く掘るということが想定されておりましたので、ここは絶対無駄にはならないということでその2カ所をやったということでございます。その2カ所をやった結果がこの図の下についてます表なんですけれども、資料2の下の右下の表なんですけれども、左側の丸の部分、このピンクで囲っています部分が基準値を超過しましたということで、汚染があるとこないところあるんですけども、地盤から6.5メートル下のところまで基準を超えたヒ素がありましたと。右側の部分に関しては1カ所ヒ素の汚染がないんですけども、それ以外のところには基準超過のヒ素がありまして、6.5メートルのところまで汚染がありましたということで。本庁舎棟の免震層をつくる部分の汚染等に関しては、4メートル掘ってもそれを全部ヒ素汚染土として何らかの処理が必要だということが確認はされたというような状況でございます。

そういう状況がある中で、残る部分をどうするかということに関してなんですけども、また資料1の28年8月末というところに戻っていただきたいんですけども、ここでちょっとアンダーラインをしている部分があるんですけども、既にヒ素汚染が確認されている部分を1メートルを超えて掘削する区画は庁舎棟の基礎工事だけであることがおおむね確定したということで、基本、地質調査がある程度進みまして、その情報を設計業者のほうに提供しまして、その中で判断してもらった中で、1メートルを超えて掘るような部分はほかにはないよということがわかったということでございます。

そういう状況を受けて、今後どうしようかということで、事務方のほうで協議をしたところ

なんですけども、予定どおり、ほかの 8 カ所を深度調査をしても、費用的にもったいないんじゃないかなというふうになりまして、1メートルしか掘らないのであれば、掘った土全部汚染土ですので、これは必ず何らかの処理が必要だということで、もうほかそれは変わりようがないということになりますので、ある程度その汚染土として処理をしなければいけない土の量が確定したということで、どこまで深くあるかを調べても処理方法としては何ら変わりがないということがあって、データとしてどこまで汚染されているかという確認はできるんですけども、それはデータとしてはあるだけで、実際の工事なり汚染土の調査には影響しないので、そういう状況からすると、資料には左側の今後の方針のところの（1）に書いておりますけれども、完了した 2 カ所で深度調査を終了させていただいてはどうかというふうに考えております。

（2）のほうで、その確定した汚染土をどう処理するかということについてちょっと書かせていただいていますけども、この出てきた汚染土については、基本的には埋め戻す場合には、不溶化という、ヒ素が解け出さないように土に薬品をまぜまして土の粒子をコーティングするような処理なんですけども、そういう処理をするか、あるいは敷地から持ち出して専門の処理業者へ搬出して輸送して処理をするかというようなことになってくるかと思っておりますけども、それについては実際、実施設計が固まってきて、本当にどれだけの土が出てくるのかということを確認しながら、費用対効果というか、費用額の確認をしたいというふうに考えておまして、それは実施設計の中でさせていただきたいというふうに考えています。一般的には不溶化のほうで費用はかからないというふうには言われているんですけども、不溶化するためには土に薬品をまぜるためのプラントが必要になってくるということや、粘土質であるとか乾いていますと簡単に薬剤がまじらないものですから、水を加えたりというようなことが必要になったりとか、逆に、水を加えると今度はその水を絞るような圧搾する機械が必要になったりとか。あと、その汚染土を分けて飛散がないように置いていくために大きなテントのようなヤードをつくるとか、そういうものが必要になってくるので、土の量が少ない場合には持ち出し処理と逆転するような場合もあるということがありますので、その辺をもう少し詳しく見きわめた上で、どっちの方法が有利かというようなことを確認をしたいというふうに考えております。

それで、その次の段階で、（3）で観測井、観測井戸の設置についてということを書かせていただいています。この新庁舎の予定地につきまして、こういうヒ素汚染があるような土地の場合に、もともと工場があったりした場合にはもともと要措置区域というようなことになったりしまして、県なり市の生活環境、監督官庁からそこは調査しなさいという命令が出ることもあるんですけども、この土地に関してはもともとそういう土地ではないので、今やっている調査というのはあくまでも自主的な調査ということになります。自主的な調査をして、こういうものが発見された場合にどうするかということで、今度は形質変更時要届出区域の届け出をするというようなことがあります。というのが、開発行為をするので、開発行為をする何日か前までにはそういう届け出をしなければいけないということがあります。その届け出をしていくことになるんですが、そういう届け出をして、汚染が拡大しないように工事をしていくに当たっては、地下水がどういう状況になっているのかということ調べて、工事を行っている期間と工事終了後 2 年間、年 4 回以上水質をチェックをしなさいということが発生してきます。それ

で、工事中と工事終了後 2 年というのが法に基づく規則等で決められているんですけども、その工事前についてはいつから水質検査をしないといけないというのは実はないんですけども、工事中それから工事後に汚染が拡大されないということを確認する以上、工事の前、少なくとも 1 回は地下水が今どういう状況にあるかというのを確認しなければならないというふうに考えていまして、今までの予定では、新年度予算でそれに関する予算をいただいて、工事着手前に一度井戸を掘って水質をチェックをしようと。それで工事に入って、法に基づく規則で定められたように年 4 回調査をしていこうというふうに考えていましたけども、今回 2 カ所を調査する際にお願ひした業者等の助言等によりまして、やはりできれば 1 年近く前から井戸を掘って水質を検査しておいたほうがいいですよという話がありまして。というのは、やはり季節ごとに変動がありまして、水位が変わったりとか、そういうことが出てくる。それから、仮にこの市立病院の敷地が原因での汚染がないにしても、上流等から汚染された水が流れてきている可能性とかがあったりするので、そのあたりはある程度、期間をとって調べておかないと、1 回だけ工事前に水質をチェックして、そこで問題なかったということで工事に入って、実際工事中にヒ素が出たというような場合に、その原因者が特定できなくても工事をした側の原因ということにほぼなってしまうというようなことがあるんで、できれば早く掘ったほうがいいとの助言をいただいています。

というようなことがありまして、本来なら 12 月補正でもとってということもあるんですけども、たまたま今回の深度調査を 2 カ所でやることで 800 万、900 万ぐらいの予算残というのが生じるものですから、それを活用させていただければ水質調査用の井戸が今掘れるという状況がありまして、庁舎整備局としては、できれば、そういう状況であればこの予算残を使って今掘らせていただけないかなというふうに考えております。ですので、できるだけ念には念を入れて工事を進めていこうとすれば、法律どおりの着手前 1 回確認しておけばいいというよりも、できれば今説明しましたように、ある程度の季節変動を見越しながら状況を見ておいたほうがいいというふうに考えて、そういうような提案をさせていただきたいなということでございます。

今回、ちょっと説明したかった事項というのは以上になります。よろしくお願ひいたします。

◆寺坂寛夫 委員長 報告を受けました。委員の皆様、質疑等お受けしたいと思います。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 まず、1 枚目の横長の分なんですけど、もう一度済みません、その有識者委員会でその 4 つのポイントって言われた部分をもう一度聞かせていただけますか。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 4 つのポイントといいますのが、1 点目が新本庁舎の建設基本計画に関する御意見、2 点目が公共工事の入札契約制度などにつきまして、そういう御意見、それから 3 点目が公共建築物の整備に関する御意見、4 点目が地域経済の動向に関する御意見、この 4 つのポイントの御意見をいただきたいなと、こういうような視点で御意見をいただきたいなというふうに考えております。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 わかりました。その中で、済みません。地域経済にかかわることで今打診を新たにしているということと言われたんですけども、具体的にどういった関係の方に声をかけているのか、差しさわりがなければ教えていただけませんか。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 今打診をさせていただいておるのは、商工会議所の方に打診をさせていただいております。また、お名前につきましては正式になりましたら資料提供のほうさせていただきたいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 わかりました。前回、その建設委員会の人数が 8 名で、そのうち 3 名が謝金の要らない人でしたかね。1 人県の方がいらっしゃるって、3 人のうち 2 人が市の方だったんですけど、今回のこの有識者委員会もやっぱり大枠は 8 名なんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 まだはっきり人数は定めておりませんが、今のままでいくと建設委員会プラスアルファということにはなりますが、まだ建設委員会の、今既にもうなくなりましたけれども、建設委員会を務めていただいた委員の皆様の御意思というものがございしますので、人数についてはまたこれからの協議をした上で決めてまいります。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 わかりました。済みません、今度は水質調査なんですけれども、これ年 4 回やるということで、一応この青色のところを示されているところなんだなと思って見てるんですけど、この年 4 回って、その 4 回が 1 日だけとるのか、その一月、1 カ月間こう印がついてるんですけども、その年 4 回って具体的にどういった形で検査をされるのか、調査をされるのか、教えていただけませんか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 今想定しているのは 1 回です。ただ、このあたりも監督官庁の指示等が出るはずですので、再確認はしますが、一応その法律に基づく規則で見るとは年 4 回という、回で書いてありますので。1 シーズン 1 回でいいというふうに考えております。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 1 シーズン 1 回でいい、年、本当に 4 回でいいってなったときに、その結局工事前 1 年前から完成した後も 2 年間やるっていうことは、何年間にわたるんですかね。5 年。

（「3 年ちょっと」と呼ぶ者あり）

○小林俊樹 庁舎整備局長 これから着手すれば、工事前に、ちょっと 1 年切れるんですけど約 1 年と、それから工事が 20 カ月あるので、これも 2 年近く、それから終わって 2 年なので、5 年弱というような形になります。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 じゃあ年 4 回ってなると、その 5 年間の間、例えば 9 月ならば同じ日にちで、毎年、9 月、同じ、だからそういうことまで決められてるものなのか、別に 9 月ならいつでもいいやっていう、そういった基準はどうなんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 規則上は年 4 回としかないので、全く同じ日にしろというようなことはないですけども、あとはそのあたり、監督官庁がどういう指導をされるかというところですね。それを聞きながらやっていくということになるかもしれないと思います。上手にとれるとれないもあるかもしれないので、予備的なサンプルとったりとか、2 回採取するというようなことは出てくるんじゃないかなと思いますけど。いずれにしても検査機関に持ち込んで検査ということになりますので、専門の機関に、土壌汚染対策からすると、多分水質検査ならその資格のある専門機関、鳥取にない可能性も強いので、そこに頻繁に、自主的な検査は水道局とか下水とかでできるはずなんですけど、そういう専門的な機関に持ち込むものに関しては、あんまり頻繁にとって頻繁に送ってということは多分必要はないんじゃないかというふうに考えています。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 これから検討ということ。最後、済みません、これね、毎回毎回調査をしますよね。毎回その結果は一応公表されるのかどうか、その点だけ教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 まだ実はそこまで考えてないですけど、少なくとも最初の当委員会につきましては、必ず形質変更時要届出区域という申請をします。申請前後、どちらかになるかわからないですけど、申請した結果、このエリアの地下水が汚染されてませんということを、あるいは汚染されてるっていうことを言ってスタートをしないといけませんので、最初は必ず公表することになると思いますし、あと、途中については、どういう、その 1 回ごと、なかなか、ホームページ等には出せると思うんですけど、市報等紙面とったときに、1 回水質がどうでしたっていう、何か唐突感もあって出しにくいような感じもするので、ある程度まとまったタイミングで、この 1 年の推移はどうだっというようなことを、汚染が出なければそれでいいのかなというふうに思いますけど。汚染が出たりすれば、また違う対応を考えなきゃいけないかなというふうに思いますけども。

◆寺坂寛夫 委員長 横山委員。

◆横山明 委員 資料 2 の 3 番の予算の対応についてというところなんですけれども、先ほどの説明で、観測井の設置経費のことをおっしゃられましたけれども、地質調査の予算残と土壌汚染のこの予算残が 884 万 9,000 円を活用してとあるんですけども、その井戸の観測井設置経費がこの残額の中におさまるんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 これから設計に入っていくことになる、了解をいただければ設計に入っていくことになるんですけども、業者等から聞いた感じでは大体 1 本当たり 100 万円ぐらいが目安になるんじゃないかということでしたので、おおむね足りるものだというふうに考えております。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。今度は地質調査のことについて、完了したということなんですけ

ども、実際、地質調査で、あくまでもここは庁舎の部分での地質調査になって、実際問題、駐車場の辺の地質というのは、液状化問題というのが大変に今問題になっているんですけど、その辺はどういうふうに調査されているのか。

それともう一つ、市道ですよ、あの両側は、庁舎の。幾ら庁舎の中を一生懸命調査して大丈夫だって言っても、道路のほうがもうすごい液状化になったら、もうそれこそ防災対策にはならないと思うんで、その道路との兼ね合いのことについてもお願いします。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 地質調査ですけれども、先ほどちょっと決算審査分科会でも御説明いたしましたけれども、もともと23年に2カ所やってあって、27年の契約時点では5カ所、それは最初の23年の2カ所のうち1カ所が本庁舎の建物の下になる部分でした。それで、5カ所全部が庁舎の基礎等の部分ですので、右半分ですね、東側半分の庁舎が建物が乗っかるところで6カ所の地質調査がされるということになります。それから、28年度に入りましていろいろ御議論をいただいた中で、立体駐車場をつくらせていただくという話になりましたので、28年度に実は3カ所変更契約をしております、庁舎の公用車の立体駐車場部分の基礎になる部分3カ所は実は地質調査は終了しております。それはいただいた予算内で賄っておりますので、トータル10カ所、その中には駐車場部分の3カ所も含まれているということでございます。

それと道路の部分に関しては、これは、道路の液状化ということに関しては、ちょっと専門外でして、私としても知識がないんですけども、一般的に伺っていますのは、道路自体で液状化の検査をしているというものは余りないというふうにお伺いしております。ですので、防災等の考え方も聞く範囲では、道路等まで液状化対策を全部施すというのは難しいので、マンホールが上がってきたりとかそういうことがありがちだということらしいですけども、その起きたものが復旧しながら、そういう人的とかいろんな災害的な復旧にも当たるということで、道路は直して対応するということが基本的な考え方になる、お伺いしておりますので、ちょっと庁舎側で両方の市道についての液状化ということまでは考えていないという状況であります。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 別のところになってくると思うんですけど、どうしても防災のことに、やっぱり今回の市庁舎ってすごく防災のことを一生懸命言ってもらってらっしゃるのにかかわらず、自分の建物と周りだけはよくて、あとその周辺は全然っていうことになるのと防災の域を脱さないことになるんで、その辺はお互いに協力体制をつくってもらってやっていかないと、本当に災害、きのうも地震2回ありましたよね。揺れました。そんな感じで何か鳥取も揺れそうなんで、できたらもうその辺のことも、庁舎を超えての、そういうことも防災とも組んでからのやっぱりそういうことを進めていただきたいなと思っております。これはお願いします。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 済みません、すごく基本的なことなんですけども、くいをずうっと入れていきますよね。くいを入れることによって、そのくいの部分の土っていうのは外に出さなくていいんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 くいを打つためにそのくいの直径部の土を掘るわけですが、それはやはり建設残土ということになりまして、これは基本的に持ち出して処理をするか、あるいは、中で先ほど言いました不溶化というような処理をして再利用するかということになる。同じように、形としてはくいを打つ部分の土というのはヒ素の残土と同じような処理が必要になってくるということでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 済みません、この深度調査が完了した部分 2カ所で、そこが一応くいの部分だと思うんですけど、それが浅いとこだったら15メートルぐらいっていうところでいくわけですよ。この処理が必要なのが4メートルぐらいって書いてあるので、そこは多分地下室じゃないけど、地下の部分なのかなって勝手に思ってたんですけど、その本当のくいの部分の土はどうなっちゃうんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 4メートルというのは免震の1棟をつくるための地下の部分ということで、これは必ず掘って、これは、ここの土に関していえば、ヒ素に汚染をされていれば汚染土として処理が要りますし、汚染されていない部分に関しては一般残土として処分ができるということになります。それで、くいのところは先ほど質問をいただいて説明したとおり、ヒ素汚染をされていてもされていなくても基本的には廃棄物処理が必要になってくる部分、一般残土にもうならないですね、くいを打つためにまざり物があったりする。結局は汚染土と同じ処理が必要になってきますので、汚染されているかどうかを調べなくても全部、健全土であっても汚染土として処理が要るので、基本的にはそのくいの深さ分については改めて調査をしてもしなくても、やる処理が同じということなので、必要がないと考えているということでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほか。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 このB 4横の、A 4かA 3か、この深度調査が完了した部分 2カ所なんですけど、それぞれにこのB 4-5とかB 7-8というのがあるんですけど、これはもともと、こういう数値があらわされているっていうことは、このもともと 2カ所だけではなくて、さらにほかのところでの深度調査を想定をされていたということなんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 済みません。便宜上こういう記号を描かせていただいていますけど、これは実は区画を全部10メートル区画に分けて先ほど調査をしたということをお伝えしたんですけども、そのときの連番の番号がこういう振り方をされていまして、Aの何番、Bの何番、Cの何番、Dの何番というような、本当に10メートルごとに符号を振っていまして、たまたまこの2つの丸のところはその符号のB 4-5とB 7-8という地点で。これを残しておくほうが過去の調査と照らし合わせるのにはいいということで、たまたまそれをそのまま使わせていただいたということになります。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 参考までに教えてください。そのくいを打つに当たって出た残土、一般残土か汚染残土かわからん、仮に汚染残土となった場合に、その残土処理というのはどういう考え方で、県内処理ができますか、今。そこらあたり調べておられるのか。何というか、以前、片原貯留管の出たじゃないですか。みんな、あれはわざわざ九州まで、太平洋セメントだったかな。

（「麻生セメント」と呼ぶ者あり）

麻生セメントかな。あっちまで持っていかざるを得なかった。量が全然桁外れに違うと思うんですけども、例えばそういった残土、汚染残土が発生した場合の処理について、今後の課題だろうと思うけども、経費のこともあるでしょうし、県内処理ができるのかできないのかということもあるでしょうし、その辺、何か考え方があれば。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 くい汚染残土につきましては、県内で処分はできないので、県外ということになります。それで、結果的にはヒ素と同じような、県外に運び出してということになるんですけど、ヒ素の場合、先ほどありましたけど、九州の麻生セメントとか、あとは山口の宇部とか、あと兵庫の姫路とか、いろいろあるんですけど、下水の場合に麻生セメントまで行った理由というのは、下水の場合、かなり水分の多い土なので、物すごくそのままであると容積が多いので重くなるというのがあって、水分を抜くための薬剤をまぜる、固化するための薬剤をまぜています。それがセメント系の薬剤をまぜるんですけども、一番安くて簡単だということで、まぜるんですけども、そのまぜたものが、まぜるセメントによってこういうセメントの成分だと麻生セメントじゃないと受けられないとか、宇部セメントじゃないと受けられないとか、兵庫の何々じゃないとってというようなことがどうも決まってしまうということで、下水の場合は、たまたまその施工業者がまぜた成分のやつが、割と遠い九州になってしまったというようなことがあるんですけども、今回うちの場合は、とりあえずそういうまぜ物をする予定がないので、どこの処理業者でも受け入れができるはずなので、一番近い兵庫県に、もし持っていくとすれば持っていくことになるというふうに考えております。それで、基本的には、その中で不溶化して用いない場合は、そのくいの残土に関しても同じようなことで、受け入れ先に持っていくということになるということ、ちょっと県内では処理ができないと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかありますか。

副委員長。

◆石田憲太郎 副委員長 済みません、1点だけ。工程表の一番最初の分ですけども。オフィス環境整備が供用開始後1カ月余分にある分っていうのは、これは引っ越し後の、実際どういうふうになっているのかっていう、その間、そのチェックのためのこの1カ月余分の期間として設けられているのか、ちょっとそのあたり。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 議員の言われるとおりでございまして、引っ越し完了後の処理も含めまして、報告書等上げていただく期間も必要だと考えておりまして、引っ越し完了後、少し期間をいただいてということを考えております。

◆寺坂寛夫 委員長 資料 2 の一番下の、先ほど横山委員が言われました予算の対応について、委員の皆様、ちょっとこの件につきまして、一旦これを 6 月の分ですかね、予算計上されたもの、884万9,000円がございますので、これを同じ委託費の中の費用の案分ですので、節の中でできるということですので、それを皆さん了解していただきたいと思いますので、急ぐ部分で。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、その他は特にはありませんね。

そうしますと、以上で新庁舎建設に関する調査特別委員会、第27回、終了いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時41分 閉会